

ホームページ掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は一般社団法人 大阪府理学療法士会 生涯学習センター（以下「当センター」）のホームページ掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 府士会員、センター会員、市区町村士会員の学術活動、臨床活動、研究活動に資する情報を発信すること。

(掲載の基準)

第3条

(1) 掲載の対象

当センターに掲載依頼のあった以下の事業とする。

- ア 学会・研修会・講習会等の案内。
- イ 理学療法士派遣に関する案内。

(2) 掲載の条件

- ア 府士会員、センター会員、市区町村士会員にとって有益な情報であること。
- イ 個人の中傷・誹謗あるいはこれに準ずるものは不可とすること。
- ウ 学会・研修会・講習会等に関するもの。但し、主催する学会や研究会等への入会を条件としないこと。
- エ 法人格を有する非営利団体であること。但し、市区町村士会は除く。
- オ 開催地は近畿圏内に限ること。

(3) 掲載の申込

当センターの問い合わせアドレスに下記の必要事項を明記すること。

学会・研修会・講習会等のイベントの名称、主催者名（法人名及び代表責任者）、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法（郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）、その他

(4) 掲載料 無料

(補則)

第4条 本規程の定めるもののほか、広報等に関し必要な事項は理事会の決議を経て理事長が定める。

第5条 本規程は理事会の決議を経なければ変更、改廃することができないものとする。

(附則) 本規程は、令和元年7月9日から施行する。